

### ①意見表明等の理解促進

- 児童相談所職員、里親、施設等職員それぞれについて、子供の意見表明権や、意見表明等を支援することの重要性に関する理解を促進するための効果的な方法の検討が必要
- 児童相談所職員が子供の意見を丁寧に聴くために、意見表明等支援員との連携について検討が必要

### ②意見表明等を支援する仕組みの充実

#### 【第三者委員と意見箱の活用促進】

- 施設等の第三者委員について、標準的な施設等の訪問頻度及び子供の面談頻度を示す、効果的な取組事例を周知するなど、活用を促進するための方法について検討が必要
- 施設等の意見箱について、標準的な開封頻度を示すなど、活用を促進するための方法について検討が必要

#### 【意見表明等支援員の導入】

- 措置の決定にあたっての支援については、モデル的に開始する場所、児童相談所の措置決定過程における意見表明等支援員が徴取した意見の取扱い、児童相談所職員と意見表明等支援員の連携方法、意見表明等支援員の面談対象とする年齢などの検討が必要
- 契約により入所する子供については、措置による入所との手続きの違い等を踏まえた上で、意見表明等支援の実施について検討が必要
- 里親等委託中の子供の支援については、面談のタイミング、意見表明等支援員へのアクセス方法、子供や里親等への周知方法、既存事業との連携方法などの検討が必要
- 児童福祉審議会への申立にあたっての支援については、意見表明等支援員へのアクセス方法、子供や児童相談所、施設等の関係機関への周知方法、既存事業との連携方法などの検討が必要
- 意見表明等支援員をサポートする仕組みについては、サポートするために必要な専門性、子供の面談内容の守秘義務との整合などの検討が必要

### ③児童福祉審議会への申立

- 子供本人による申立案件の審議については、児童福祉審議会委員が子供本人の意見を丁寧に徴取すべきことや、児童相談所等から同一案件の諮問があった場合の審議結果の調整の必要性等を踏まえ、子供権利擁護部会での審議とするか、新たな部会での審議とするか検討が必要
- 申立を受けた後の調査審議や子供へのフィードバックについて、体制やフローの整理が必要

※ 今後の検討事項については、令和4年度中に国が策定する予定の権利擁護スタートアップマニュアル及び意見表明等支援員の養成ガイドラインを踏まえる必要がある